

## 第 41 号議案

### 豊後大野市介護保険条例の一部改正について

豊後大野市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 4 年 6 月 9 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

#### 提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した第 1 号被保険者等に係る保険料の減免の特例期間の延長等をしたいので、この案を提出するものである。

## 豊後大野市介護保険条例の一部を改正する条例

豊後大野市介護保険条例（平成 17 年豊後大野市条例第 159 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(5) 第 1 号被保険者が、法第 63 条に規定する施設に拘禁されたこと。

附則第 10 項中「令和 2 年度分及び令和 3 年度分」を「令和 4 年度分」に、「令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 5 月 2 日まで」を「令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 5 月 1 日まで」に改め、「(令和 2 年度分にあつては、当該保険料のうち令和 3 年 2 月以前分に相当する額を除く。）」を削る。

### 附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の豊後大野市介護保険条例の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に申請されている保険料の減免については、なお従前の例による。